

事務連絡  
令和4年4月4日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属小・中学校を置く各国立大学法人附属学校主管課  
附属小・中学校を置く各公立大学法人附属学校主管課 御中  
義務教育諸学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区法第12条第1項  
の認定を受けた各地方公共団体の担当課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

令和4年度「子どもの人権SOSミニレター」事業について（依頼）

平素より人権教育の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、法務省人権擁護局から、別添の「令和4年度『子どもの人権SOSミニレター』事業実施要領」に基づき、「子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」を、法務局・地方法務局の職員等が全国の小・中学校等に対し配布に係る協力依頼を行うとの連絡がありました。

については、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人附属学校主管課及び各公立大学法人附属学校主管課におかれては、その管下の学校に対して、本件について御周知いただきますとともに、この事業への御協力につき特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

いじめ、体罰、虐待、性被害等、子供をめぐる人権問題は、大きな社会問題となっており、最悪の場合には自殺にもつながるおそれがあります。厚生労働省の公表情報によると、令和3年の小・中学生の自殺者数は160人で、引き続き憂慮すべき状況です。自殺対策の観点からも、人権侵害を早期に発見し、早期の対応につなげることは重要です。

各位におかれては、この事業の目的を御理解いただき、積極的な御協力をいただきますようお願いいたします。

（添付資料）

- ・「令和4年度「子どもの人権SOSミニレター」事業への協力方について（依頼）」（令和4年4月4日法務省権調第21号法務省人権擁護局長）
  - ・令和4年度「子どもの人権SOSミニレター」事業実施要領
  - ・「子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」小学校用（令和3年度版）
  - ・「子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」中学校用（令和3年度版）
- ※実際に配布される「子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」小学校用・中学校用は、令和4年度版として現在製作中のものになります。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局児童生徒課指導係  
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
TEL 03 - 5253 - 4111（内線3297）  
FAX 03 - 6734 - 3735

法務省権調第21号  
令和4年4月4日

各都道府県・政令指定都市教育委員会教育長 殿  
各都道府県知事 殿  
附属小・中学校を置く各国立大学法人学長 殿  
附属小・中学校を置く各公立大学法人学長 殿  
義務教育諸学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区法第12条第1項の  
認定を受けた各地方公共団体の担当課 殿

法務省人権擁護局長  
(公印省略)

令和4年度「子どもの人権SOSミニレター」事業への協力方について  
(依頼)

平素は、法務省の人権擁護機関（以下「当機関」といいます。）の行う人権擁護活動につきまして、格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、子どもをめぐる人権問題については、学校におけるいじめの事案が数多く発生しているほか、家庭内における児童虐待の事案も増加し、死に至るケースもあるなど、大きな社会問題となっているところです。

これらの事案は、事柄の性質上、周囲の目に付きにくいところで発生することが多く、被害者である子ども自身も、教師や親、友人などの身近な人にも相談しにくいことから、重大な結果が生じてから発覚する例が少なくありません。

そこで、当機関では、身近な人にも相談できない子どもたちの悩みごとを的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐる様々な人権問題の解決に当たることなどを目的として、平成18年度から、「子ど

もの人権SOSミニレター」(以下「ミニレター」といいます。)事業に取り組んでいます。

ミニレターは、便箋と料金受取人払の封筒が一体となったもので、全国の小・中学校、これに相当する中等教育学校(前期課程)、義務教育学校及び特別支援学校(小学部及び中学部)の児童・生徒に配布しています。ミニレターに悩みごとを書いてポストに投函すると、最寄りの法務局に届き、法務局職員及び人権擁護委員が一通一通読んで全てに返事をしています。

本年度も、引き続き同事業を実施することとなり、本年5月下旬から順次、各小・中学校等にミニレターを送付する予定です。

つきましては、今後、法務局職員及び人権擁護委員が管内の小・中学校等に対し、「子どもの人権SOSミニレター」の配布についての協力依頼を行うことを予定しております。都道府県・指定都市教育委員会におかれましては所管の学校及び区域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事におかれましては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長及び公立大学法人学長におかれましては設置する学校に対して、その趣旨について周知を図っていただきますとともに、この事業への協力方につき特段の御配慮を賜りたくお願い申し上げます。

なお、当機関との連携については、「学校等と法務省の人権機関との連携強化について(通知)」(平成30年12月27日付け30受初児生第5号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知)が示されており、また、「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日付け文部科学大臣決定(最終改定平成29年3月14日))においても、いじめの防止等に関する基本的考え方として、いじめの問題への対応においては、法務局を含む関係機関との適切な連携が必要であることが示されていますので、御参考までに申し添えます。

おって、本依頼は文部科学省と協議済みです。

<連絡先>

法務省人権擁護局調査救済課

担当 小倉

電話 03-3580-4111(内線 2714)

FAX 03-5511-7211

別添

## 令和4年度「子どもの人権SOSミニレター」事業実施要領

法務省人権擁護局  
全国人権擁護委員連合会

### 1 目的

学校におけるいじめや児童・生徒に対する暴行・虐待など子どもをめぐる人権問題は、近年大きな社会問題となっている。

法務省の人権擁護機関では、このような子どもの人権問題への対応策として、令和4年度も、封筒（料金受取人払の処理を施したもの）と便箋を一体化した「子どもの人権SOSミニレター」（以下「ミニレター」という。）を全国の小・中学校等の児童・生徒に配布する。

本事業は、教師や保護者など身近な人にも相談できずにいる子どもたちの悩みごとや救済を求める意思などを的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐる様々な人権問題の解決に当たるとともに、法務省の人権擁護機関の相談窓口等（ミニレターによる相談のほか、電話やインターネットによる相談等）を子どもやその保護者に周知することを目的とする。

### 2 対象者

全国の小学校及び中学校（中等教育学校（前期課程）、義務教育学校及び特別支援学校（小学部及び中学部）を含む。以下「学校等」という。）の児童・生徒全員

### 3 実施機関

法務局・地方法務局（以下「法務局」という。）及び都道府県人権擁護委員連合会（以下「都道府県連合会」という。）

### 4 実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

### 5 実施方法

(1) 法務省人権擁護局（以下「人権擁護局」という。）が行うもの

ア 本事業の実施に当たり、文部科学省を通じ、各都道府県・指定都市教育委員会、各都道府県私立学校、附属小・中学校を置く各国立大学法人附属学校、附属小・中学校を置く各公立大学法人附属学校及び義務教育諸学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第1

2条第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課に対して協力を要請する。

イ 令和4年5月下旬から同年7月上旬にかけて、発送業者を介して、法務局が指定する場所に製作者が製作したミニレターを送付する。

(2) 法務局が行うもの

ア (1)アの協力要請後、公立の学校を管轄する市区町村教育委員会に対して、本事業の目的及び概要を説明の上、協力を要請する。

イ 本事業の実施に当たり、学校等に対して本事業の目的及び概要を説明の上、ミニレターの児童・生徒への配布について協力を要請する。

なお、要請の際には、学級担任等にも本事業の趣旨が伝わるよう配慮する。

ウ 都道府県連合会と役割分担及び具体的実施方法等について協議の上、本事業を実施する。

エ 学校等へのミニレターの配布及び児童・生徒から送付されたミニレターへの返答は、法務局職員と人権擁護委員とが連携して行う。

オ 児童・生徒から送付されたミニレターについては、人権相談として取り扱い、相談内容の秘密を厳守する。いじめ、児童虐待等の重大な事案が疑われる場合には、人権侵犯事件として調査を開始（立件）し、必要な調査を遂げた上で適切な措置を講ずる。

なお、管下支局管轄区域内の児童・生徒から送付されたミニレターについては、当該支局の職員及び人権擁護委員において対応するよう指示して差し支えない。

カ 都道府県連合会と連携し、学校等へのミニレターの配布枚数及び児童・生徒から送付されたミニレターの通数を、四半期ごとに、各四半期の末月の翌月10日までに、別途指定するフォルダに格納してある別紙様式に記入する。また、毎月のミニレターへの対応結果については、人権擁護事務支援システムにより所定の項目を入力して報告する。

子どもの人権

# SOS

## ミニレター

悩みを教えて！  
必ず力になるよ！

小学生用

悩みがあったら  
手紙を書いてね

ひみつは  
守るよ

人権イメージキャラクター  
「人KENあゆみちゃん」

人権イメージキャラクター  
「人KENまもる君」

子どもの人権 SOSミニレターって？

あなたの悩みを、あなたの力になってくれる人が読んで必ず返事をくれる手紙だよ。  
どんな悩みでもいいから、この裏面に相談したいことを書いて、気軽に送ってね。  
お友達が困っているときも相談してね。(切手はいらないよ!)

どんな人が  
返事をくれるの？



みなさんの人権を守る仕事をしている人権擁護委員や法務局の職員が返事をするよ。

人権ってなに？



人権とは、人が幸せに生きるための権利で、みんなが生まれたときから持っている大切なものだよ。みんなが思いやりの心を持って守られるものだよ。でも、言葉や暴力で傷つけられたり、仲間外れにされたりするのは、人権が守られていないということ。そんなときは、このミニレターを使ってね。

東京法務局・東京都人権擁護委員連合会

SOSミニレターはこんなふうにつかってね!

1 困っていること、悩んでいることがある人は...

例えば

- 友だちからいじめられている
- SNSやインターネットで悪口を書き込まれた
- 暴力を受けて悩んでいる
- 学校や家、その他のことで悩みがある

2 それをSOSミニレターに書いて、送ろう!

3 手紙が電話であなたに返事が来るよ!

SOSミニレターの他に、電話やメールで相談することもできるよ。

電話で相談

電話料金はかからないよ。携帯電話・スマートフォンからもかけられるよ。

子どもの人権 110番

フリーダイヤル 0120-007-110

通話無料

相談時間：月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15 ※土曜日、日曜日、祝日、平日の時間外は留守番電話です。

メールで相談

法務省のホームページでも相談を受け付けているよ。

子どもの人権 24時間受付 SOS-eメール

<https://www.jinken.go.jp/kodomo>

インターネット人権相談

こちらからでもアクセスできるよ

この冊子には、SOSカードの横に音声コードが印刷されています。専用の読み上げ装置で読み取ると、記録されている情報を音声で聞くことができます。

東京法務局・東京都人権擁護委員連合会

切り取って、カードとして使ってね。



困ったことをなんでも相談してください。

通話無料 子どもの人権110番

フリーダイヤル 0120-007-110

相談時間：月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15

携帯電話・スマートフォンからもかけられます。あなたの近くの法務局につながります。

※土曜日、日曜日、祝日、平日の時間外は留守番電話です。

音声コードを利用される方に配布する際は、音声コードの位置がわかるように、右下の点線部を丸く切り取ってください。

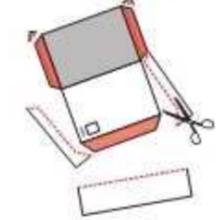
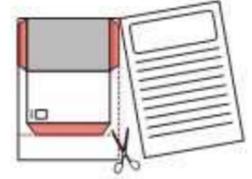
やまおりのりづけ

やまおりのりづけ

SOSミニレターの送り方

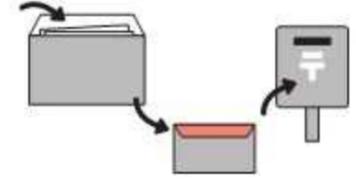
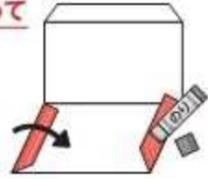
きりとり やまおり  
番号順に折って、封筒を作っ  
てね。

- 1 メッセージを書いたら、真ん中のきりとり線で切りはなします。
- 2 下のカードを切りはなし、封筒を切り取ります。



- 3 やまおり線を順番に折り、「のりづけ」と書いてあるところにのりをつけて封筒を作ります。  
のりをつけて、しっかりはって  
ください。

- 4 のりが乾いてから手紙を封筒に入れて封筒の中から手紙が出てしまわないように、しっかりのりではってからポストに入れてください。



切手は2023年3月31日までいりません。

やまおり③

1608792  
174

東京都新宿区四谷一丁目6番1号  
四谷タワー13階  
(外国人在留支援センター)

東京法務局人権擁護部  
(小学生用) 行

切手は2023年3月31日までいりません。

やまおり④

困ったときに相談できる  
連絡先カードです。  
切り取って、  
いつも持っていてね。  
切り取って2つ折りにすると  
カードになるよ。

インターネットでも相談できます。  
子どもの人権 SOS-eメール 24時間受付  
インターネット人権相談 検索  
<https://www.jinken.go.jp/kodomo>  
※申し込んだ後に、相談内容を書き込むためのURLアドレスが送られてきます。

こちらからでも  
アクセスできるよ

東京法務局  
東京都人権擁護委員連合会

あなたのことを教えてください。	ふりがな 名前	性別
学校名	年	組
返事はどの方法がいいですか?	<input checked="" type="checkbox"/> 手紙がよい <input type="checkbox"/> あなたのお家 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 電話がよい(お電話できるのは月曜日～金曜日午前8時30分から午後5時15分までです) <input type="checkbox"/> あなたのお家 <input type="checkbox"/> 自分の携帯電話(メールでは返信できません) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
返事がほしい場所の住所や電話番号を間違えないように最後まで書いてね。 〒住所	電話 ( )	(ここには何も書かないでね。)

困っていること、悩んでいることは?  
 いじめのこと  いじめ以外の学校のこと  お家のこと  その他

今の気持ちは?  
 こまったー  こわい...  いやだ!  かなしい

今、困っていること、悩んでいることを書いてね (いつ、だれに、何をされましたか?)

Handwriting practice lines for the response.

手紙に書いた内容を誰が知っていますか?  
 家族: 誰が?( )  先生  友だち  
 その他: 誰が?( )  誰も知らない

書ききれないときは別の紙に書いて一緒に送ってね。

子どもの人権

# SOS

ミニレター



人権イメージキャラクター  
「人KENまる君」

悩んでいるあなたへ。  
わたしが必ず力になります。

相談内容の秘密は守ります。



人権イメージキャラクター  
「人KENあゆみちゃん」

## 「子どもの人権SOSミニレター」について

この裏面に相談したいことを書いて送ってください。切手は不要です。  
あなたが悩んだり困ったりしていることなどについて書かれた手紙を、人権問題に詳しい人が読んで、手紙や電話でお返事をします。相談内容や個人情報などの秘密は守りますので、安心して相談してください。お友達が困っているときも相談してください。  
※相談には、みなさんの人権を守る仕事をしている人権擁護委員や法務局職員が応じます。



### 人権ってなに？

人権とは一人ひとりが人間らしく生きるための権利です。人は生まれたときから、誰もがこの権利を持っています。言葉や暴力で傷つけられたり、無視されるのは、大切な人権が守られていないということです。私たち法務省の人権擁護機関は、みなさんの人権を守る仕事をしています。

## SOSミニレターの利用のながれ



## 例えばこんなときに利用してください

- 友達からいじめを受けている
- SNSやインターネットで悪口を書き込まれた
- 暴力を受けて悩んでいる
- 学校や家、その他のことで悩みがある

SOSミニレターの他に、「電話」や「メール」で相談することもできます。

電話で相談 電話料金はかかりません。携帯電話・スマートフォンからもかけられます。

子どもの人権110番 **通話無料** **0120-007-110**

相談時間:月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15 ※土曜日、日曜日、祝日、平日の時間外は留守番電話です。

メールで相談 法務省のホームページでも相談を受け付けています。

子どもの人権SOS-eメール

インターネット人権相談 **検索** **24時間受付** こちらからでもアクセスできます

<https://www.jinken.go.jp/kodomo>



この冊子には、SOSカードの横に音声コードが印刷されています。専用の読み上げ装置で読み取ると、記録されている情報を音声で聞くことができます。

東京法務局・東京都人権擁護委員連合会

「困ったときに相談できる連絡先カードです。切り取って、いつも携帯してください。」



困ったことをなんでも相談してください。

**通話無料** 子どもの人権110番

**0120-007-110**

相談時間:月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15

※携帯電話・スマートフォンからもかけられます。  
※あなたの近くの法務局につながります。  
※土曜日、日曜日、祝日、平日の時間外は留守番電話です。

音声コードを利用される方に配布する際は、音声コードの位置がわかるように、右下の点線部を丸く切り取ってください。

